

## <よくある質問>

### 【調査の趣旨等】

Q なぜ調査を実施するのか。

A 令和5年度に埼玉県が実施した太陽光発電設備への補助は、国から埼玉県への交付金が財源となっています。国から県への交付の条件が「発電量の30%以上を自家消費すること」とされていることから、その条件が満たされているか確認するものです。

Q 自家消費率とは何か。

A 太陽光発電システムによる発電量のうち、売電せず自己消費した電力量の割合のことです。

Q 自家消費率が30%を下回ったり、調査に回答しなかったりした場合はどうなるのか。

A 自家消費率が30%を下回っている場合や本調査にご協力いただけない場合は、補助金を返還していただく場合があります。

Q 通知に記載されているURLから報告しようとする、「発電量が分かる書類」と「自家消費電力量又は売電量が分かる書類」がそれぞれ1つのファイルしか添付できない。(12/10追加)

A 申し訳ございません。複数のファイルを添付したい方は以下のURLから回答をお願いします。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=84919](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=84919)

### 【発電量・自家消費電力量について】

Q 発電量はどのように確認したらよいか。

A 機種によって異なりますが、一般的には以下のような方法で確認できます。

- ①発電モニターの画面
- ②パワーコンディショナーとPCやスマホをWI-FI等で接続しファイルを出力

Q 発電量の添付書類はどのような形式にしたらよいか。(12/10追加)

A 期間ごとの発電量が明確に判別できるものであれば構いません。例えばモニターの表・グラフの写真や、パワコンやHEMS等から出力したファイル(エクセルやcsv等)などが考えられます。

Q 自家消費電力量はどのように確認したらよいか

A 電力会社からの「売電量のお知らせ」に書かれている売電量を発電量から差し引いてください。

なお、機種によっては自家消費量を機器から取得できるものもあります。

Q 電力会社の検針日が毎月異なるが報告書をどのように作成したらよいか。

A 電力会社からの検針日に合わせて、該当の期間の発電量をそれぞれ報告してください。

Q 電力会社の検針は概ね月に1回行われているが、3回分では3か月を下回る。この場合どうしたらよいか。(例 1月目:7/5~8/4、2月目:8/5~9/3、3月目:9/4~10/2)

A 検針が概ね月1回行われている場合は、連続する3回分で構いません。

Q 直近の検針票以外は廃棄してしまっているがどうしたらよいか。(12/10追加)

A 期限を過ぎても構わないので、今後3か月分の検針票が揃ってから提出してください。

Q プリンターがないため書類を添付できない。(12/10追加)

A 大変お手数ですが写真店やコンビニエンスストア等で写真等をプリントアウトして添付してください。なお、電子申請であればプリントアウトの必要はありませんのでそちらもご検討ください。

【電力需給契約書(FITを使用していないことが分かるもの)について】

Q 電力需給契約書(FITを使用していないことが分かるもの)は必ず提出しなければならないのか。

A 昨年度提出いただいていない方のみをお願いする書類です。提出をお願いする方には通知(表面)の「3 提出書類」に記載があります。

Q 電力需給契約書(FITを使用していないことが分かるもの)は何を提出したらよいか。

A 東京電力エナジーパートナーと売電契約を行っている場合は、「電力需給契約申込書(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)」で用紙下部の「東電記入欄」の記載があるものをお願いしています。